

栗山町の企業立地支援制度（補助金・税制優遇）

企業立地促進補助金

事業用に供する土地・建物・設備の取得、雇用の確保、事業運営を支援します。

I 土地・建物・設備取得に対する助成

対 象 要 件				助成率	限 度 額
	土地取得面積	投 資 額	雇用者数		
新設	1,500㎡以上	3,000万円以上	5名以上	20%	1,000万円
	1,500㎡以上	3,000万円以上	10名以上	30%	2,000万円
	—	50万円以上	2名以上	50%	400万円
増設	1,000㎡以上	1,500万円以上	—	30%	2,000万円
	—	50万円以上	—	50%	400万円

※土地取得面積・投資額・雇用者数に応じて助成率及び限度額が変動します。

II 雇用確保に対する助成（正社員雇用）

	助成率	限 度 額
新設 増設	1名あたり 30万円	1,000万円

操業開始月に町内に住所を有し、引き続き1年を超えて、町内に住所を有する従業員を3名以上雇用している場合（従業員～健康保険及び雇用保険の被保険者）

III 水道料金に対する助成

	助成率	限 度 額
新設	100%	3年間合計
増設	50%	1,000万円

利用開始の翌月以降、上限に達するまで。
※増設は増設部分に係る水道料金に限りします。

【対象業種】

日本標準産業分類による鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食サービス業、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業又はサービス業（他に分類されないもの）

過疎地域における固定資産税の課税免除

事業用に供する土地、家屋及び償却資産に対して、賦課される固定資産税を免除します。（3年間）

対象要件

下表の設備投資額に該当する事業所（対象業種・資本金の規模による）

【設備投資額】（対象業種・資本金規模別）

対象業種	資本金	5千万円以下	5千万円超、1億円以下	1億円超
製造業、旅館業		500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
農林水産物等販売業 情報サービス業等		500万円以上	500万円以上	500万円以上

※資本金の規模が5千万円を超える事業者は、新設・増設に係る取得等に限る

商工業振興奨励金

事業用に供する工場・店舗に対して、新たに賦課される固定資産税の2分の1相当額を助成します。（交付期間：3年間）

対象要件

新築又は増改築した工場・店舗、新設した事業用償却資産を用いて、事業を営む方

【対象業種】

卸売業、小売業、金融・保険業、不動産業、運輸・通信業、電気・ガス・水道・熱供給業、サービス業、鉱業、建設業、製造業